

《 無料 特設人権・困りごと相談所開設 》

- 日 時 ①12月5日(月)10:00～15:00
②12月6日(火)10:00～15:00
- 会 場 ①日高地区 総合支所 (2F 中会議室)
②門別地区 門別公民館(1F ミーティング室)
- 担当者 ①日高地区人権擁護委員
②門別地区人権擁護委員及び札幌法務局日高支局職員
- 相談内容 ☆いじめ・虐待などの人権問題
☆離婚・相続に関すること
☆セクハラ・パワハラに関すること
☆その他

どんなことでもお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。
予約は不要です。

お問い合わせ先 日高人権擁護委員協議会 札幌法務局日高支局
電話 0146-42-0415

防災行政無線などを用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)(※)を用いた訓練で、日高町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

- (1)訓練実施日時 平成28年11月29日(火) 11時00分ごろ
(2)訓練で行う放送試験

情報伝達手段	放送内容
防災行政無線	町内に設置してある防災行政無線から一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】 上りチャイム音 + 「これはテストです。」×3 + 「こちらは、ぼうさい日高です。」 + 下りチャイム音

(※)Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

【お問い合わせ先】 日高町役場 総務課 情報防災グループ
電話 01456-2-5131



北海道労働局からのお知らせ

■ 育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正されます

(施行日：平成29年1月1日)

《主な改正点》

- 介護休業の分割取得介護休暇・看護休暇の取得単位の柔軟化
- 介護のための残業免除の新設
- 育児休業及び介護休業が取得できる有期契約労働者の範囲が拡大
- いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置の新設 等

これに伴い、事業主の皆様は就業規則等の改正が必要になりますので、施行日までにご準備をお願いします。

■ 雇用保険の適用対象が拡大されます

(平成29年1月1日より)

○65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります。

- ①平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合
- ②平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

上記①、②のいずれかに該当し、雇用保険の適用要件（1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること）を満たす場合には、管轄ハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出してください。

(②の場合は提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。)

○65歳以上の被保険者も教育訓練給付金や介護休業給付金等の支給対象となります。

－お問い合わせ－

厚生労働省北海道労働局雇用環境・均等部指導課

電話 011-709-2715